

# 令和7年度 安来市公共施設等総合管理計画の主な取組

公共施設等総合管理計画 基本方針 効率的・効果的な管理運営(民間活力の活用)に基づく取組

## 『安来市未利用財産等の利活用に関する民間提案制度』の運用を開始します！

施設の老朽化や人口減少により利用率が低下している施設を対象に、民間事業者様から施設の利活用について自由な提案を募り、事業化する制度です。本制度の運用に向け令和8年2月に「安来市未利用財産等の利活用に関する民間提案制度の運用指針」を策定しました。

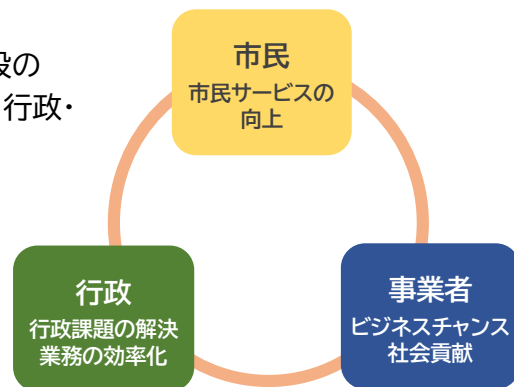
民間事業者様の専門的な知識、技術、ノウハウを活かし、施設の新たな利活用による課題解決を目指します。対象施設は、随時市ホームページにて公表します。

### 市民・行政・事業者の三方良しを目指します

#### 制度のポイント

事業者からの提案により、市民サービスの向上、地域活性化、施設の維持管理コストの軽減、民間企業の事業機会の創出により、市民・行政・事業者の三方良しを目指します。

- 市所有の未利用財産等の利活用に関する提案を募集します。
- 民間事業者が自由な発想で提案できます。
- 提案内容(アイデア・ノウハウ)は知的財産として捉え保護します。
- 協議が整った場合は、提案者と随意契約を保証します。



#### 参加資格

提案を事業化する意思と能力がある民間事業者等(個人は参加できません。)

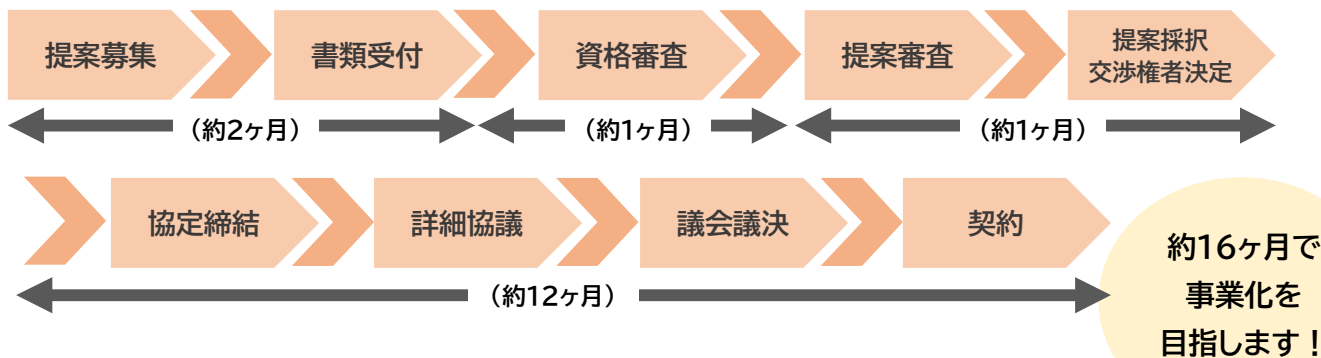
#### 提案要件

提案内容は次のすべてに該当するものとします。

- ・ 活用方法が賃貸または譲渡であるもの。
- ・ 原則、土地・建物全体の利活用とするもの。
- ・ 提案が採択され、交渉権者となった場合に、本市との協議を経て確実に実施できるもの。
- ・ 原則、市の新たな財政負担又は維持管理費等の増加を伴わないもの。
- ・ 提案者及び市にメリット(効果)のあるもの。

#### 契約までの流れ

提案は随時受け付けています。また、必要に応じて提案前に事前相談・現地見学を行います。制度の対象となる施設等は市ホームページにて



安来市未利用財産等の利活用に関する民間提案制度ページ

<https://www.city.yasugi.shimane.jp/shisei/gyokaku/minkanteianseido.html>

## 『安来市空き校舎等の利活用に関する基本方針』を策定しました！

安来市では子どもたちのよりよい教育環境を確保するため、安来市立小中学校適正配置基本計画を策定しています。この基本計画に沿って適正配置が進められますが、この中で空き施設となる校舎等の利活用を検討する必要があります。

学校施設は教育施設としてだけでなく、地域に身近な施設であり、地域の拠点として様々な活動で利用されてきたことから、今後のまちづくりにおいても空き校舎等の利活用は重要な位置づけとなります。

このため空き校舎等の利活用に関する基本的な考えを基本方針として定め、検討を進めることとしました。

### 基本方針のポイント

#### ▶ 施設課題の整理

利活用を検討する前に、施設の老朽度の把握や土地・立地の状況等について整理し、利活用が可能かどうか判断します。なお、土砂災害特別警戒区域に位置するなどの理由で避難所指定されていない施設については、市や地域で利活用しません。

#### ▶ 利活用に向けた考え方

周辺の市有施設を集約することにより財政負担の軽減や持続可能な施設運営が見込まれる場合は、市有施設の統廃合や運営主体について検討します。また、関連計画のまちづくりの方向性を勘案し、空き校舎等の利活用が市の諸課題の解決に繋がるよう、広く意見を募り、将来を見通した利活用の検討を行います。

#### 〈市や地域で活用する場合〉

- ・防災機能を有する地域防災拠点となり得る施設
- ・社会体育又は社会教育に寄与する施設
- ・その他地域活力の維持・向上を目的とする施設

左記のいずれかの基準を満たし、利活用に向けた経費と利活用による便益とを比較し一定の効果が生じるものであること。

#### 〈民間事業者で活用する場合〉

**事業の選定基準** 市域全体の課題解決等への寄与度、事業者の健全性、事業の継続性・安定性・法令適合性、市・地域へ与える影響などを考慮します。

**事業の選定手続** 施設ごとに事業提案型の一般公募を実施し、売却又は貸付を行います。

#### ▶ 検討の進め方

利活用を検討する際には『公共サービスの提供を休止する施設の活用方針』の手順に沿って検討します。



### 養護老人ホーム鴨来荘（月坂町）

新耐震基準の不適合、施設・設備の老朽化、プライバシースペースの不足などの諸課題があり、移転整備が必要となっていた本施設は、令和6年度より建設工事に着手し、令和8年2月に工事を完了しました。令和8年6月より「養護老人ホームふるかわ」として運用を開始しています。



### 令和7年度の公共建築物の譲渡・売却・取得の状況

区分	施設名称	所在	延床面積(㎡)	区分	施設名称	所在	延床面積(㎡)
取得	栄町ハイツ(2-4号棟)	広瀬町町帳	733.08	売却	宿泊施設ひろせ	広瀬町広瀬	754.00
取得	布部小水力発電所	広瀬町布部	98.30	除却	消防署比田分駐所	広瀬町西比田	134.00
取得	安来市養護老人ホームふるかわ	古川町	2305.21	売却	飯梨共同作業所	飯梨町	66.00
取得	市営大塚団地(一部)	大塚町	410.04	売却	未広団地(一部)	大塚町	118.00
				除却	旧長谷津団地	月坂町	4151.50